

相樂東部広域連合部活動指導方針

平成30年6月

相樂東部広域連合教育委員会

目 次

1	部活動指導方針策定の背景	1
2	部活動の意義	1
3	部活動の適切な運営のための基準設定等	2
	(1) 練習時間・休養日の設定	
	(2) 指導方針、活動計画（年間・月間）	
4	指導の在り方	3
	(1) 適切な指導	
	(2) 体罰・不祥事（スクール・セクハラ等）の防止	
	(3) 安全管理と事故防止	
5	部活動指導員・外部指導者の活用に関する留意事項	4
	(1) 部活動指導員	
	(2) 外部指導者	
6	今後の部活動運営の在り方	5
	(1) 学校全体での部活動マネジメントの確立	
	(2) 指導体制	
	(3) 大会の精選・大会運営及び業務の関わり方	
	(4) 家庭及び地域等との連携	

1 部活動指導方針策定の背景

中学校における部活動は、スポーツや文化、科学等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、部活動の責任者（以下「顧問」という。）の指導の下、学校教育活動の一環として行われており、体力や技能の向上を図る目的以外にも、同年齢や異年齢の仲間との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、大きな役割を果たしている。

しかしながら、今日においては、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教員等だけでは解決することができない課題が増えている。とりわけ、少子化が進展する中、部活動においては、従前と同様の運営体制では維持は難しくなっており、学校によっては存続の危機にある。

また、全国的な傾向でもあるが、近年、部員数の減少や顧問の不足といった部活動に制限や制約が生じていることに加え、部活動に対する生徒や保護者の期待やニーズの変化、生徒の健康面や望ましい集団づくりへの配慮、さらには部活動指導にあたる教員等の多忙化が課題となっており、部活動の在り方に関し見直しが求められている。

このような現状や課題を踏まえ、これまで各学校で大切にされてきた部活動を今一度ふり返るとともに、課題解決を図るため、平成29年12月に文部科学省が取りまとめた「学校における働き方改革に関する緊急対策」、平成30年3月にスポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、平成30年4月に京都府教育委員会が策定した「京都府部活動指導指針」を踏まえ、相楽東部広域連合管内の各中学校の体育系及び文化系の部活動指導全体の適正化と一層の充実・発展を目指し、中学校における部活動指導の基本的な事項や留意点等をまとめた「相楽東部広域連合部活動指導方針」を策定した。

各学校においては、本方針を踏まえ、部活動の運営や指導の適正化とさらなる充実を図り、部活動が生徒の健やかな成長に寄与することを期待するものである。

2 部活動の意義

部活動は、平成29年3月に告示された「新学習指導要領（中学校）」及び「京都府部活動指導指針」で示されているとおり、学校教育活動の一環として、興味と関心を持つ同好の生徒が、教員等の指導の下、自主的・自発的に行うものであり、より高い水準の技術や記録に挑戦したり、大会や発表会等に参加し、活動を実践する中で、楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらす意義を有している。

また、同好の生徒の自主性を重んじて行われることで、生徒が互いに協力し合っ

康の保持増進を図り、生涯にわたってスポーツや文化、科学等に親しむ態度や豊かな人間性を育む基礎となるものである。

新学習指導要領（中学校）における部活動の位置づけ

第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

京都府部活動指導指針による部活動の意義

部活動は、学校教育活動の一環として、興味と関心を持つ同好の生徒が、教員等の指導のもと、自主的・自発的に行うものであり、より高い水準の技術や記録に挑戦したり、発表会等に参加し、活動を実践する中で、楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらす意義を有しています。

また、同好の生徒の自主性を重んじて行われることで、生徒が互いに協力し合って友情を深めるなど、好ましい人間関係の形成に資するとともに、体力の向上や健康の保持増進を図り、生涯にわたってスポーツや文化及び科学等に親しむ態度や豊かな人間性を育む基礎となるものです。

3 部活動の適切な運営のための基準設定等

部活動指導においては、体育系・文科系を問わず、生徒が学習をはじめとする学校での活動と家庭での生活がバランスよく行えるよう、練習や大会参加等を計画的に設定・管理するとともに、活動方針・活動計画（年間・月間）を作成し、校長の承認を受けることが重要である。

(1) 練習時間・休養日の設定

① 練習時間

ア 合理的でかつ効率的・効果的な練習を行い、平日は2時間程度（朝練習を含む。）、土・日曜日及び祝日に実施する場合は3時間程度とすること。

イ 長期休業中の練習については、土・日曜日及び祝日に実施する場合に準ず

ること。

② 休養日

ア 週当たり土・日曜日を含む計2日以上設定すること。

イ 中学校体育連盟が主催する大会及び文化部活動の発表会等（以下「大会及び発表会等」という。）への参加などで、土・日曜日の両日とも活動した場合は、他の曜日で確保すること。

(2) 指導方針、活動計画（年間・月間）

- ① 校長は、毎年度、「学校の部活動指導方針」を策定すること。また、各顧問は、部活動運営の目的、目標を示した上で、年間行事から長・中・短期的目標を立案し、練習、大会及び発表会等の活動計画について、年間・月間の計画表を作成すること。
- ② 各顧問は、年間計画表は年度当初に、月間計画表は前月中に作成し、校長の承認を得るとともに、生徒、保護者に周知し、部活動への理解に努めること。
- ③ 活動計画は、生徒が学習をはじめとする学校での活動と家庭での生活がバランスよく行えるようにするとともに、保護者の経済的負担には十分配慮し、参加する大会及び発表会等を精選すること。

4 指導の在り方

(1) 適切な指導

- ① 医・科学の研究成果を積極的に習得し、指導において活用すること。
- ② 成長期にある生徒のスポーツ障害・外傷やバーンアウト等を予防するとともに、心理面の疲労回復のために、適切な練習時間や休養日を設定する等、合理的でかつ効率的・効果的な練習を行うこと。
- ③ 発達の個人差や女性特有の健康問題（エネルギー不足、無月経、骨粗しょう症等）について、正しい知識を持ち指導にあたること。
- ④ 大会及び発表会等で勝つことのみを重視し、過重な練習を強いることなどがないようにすること。

(2) 体罰・不祥事（スクール・セクハラ等）の防止

① 体罰

ア 学校教育活動の一環として行われる部活動では、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒としての体罰も禁止である。

イ 生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり、否定するような発言や行為は許されない。

ウ 体罰は、直接受けた生徒のみならず、その場に居合わせ、目撃した生徒の後々の人生にまで、肉体的、精神的に悪い影響を及ぼすという認識をもつこと。

② ハラスメント行為等

ア セクシュアル・ハラスメント

部活動の指導者（以下「指導者」という。）と生徒の人間関係の中で、親しさ等のつもりの発言や身体的接触などが、生徒を不快にさせる性的言動となる場合があり、不快に感じるか否かは、生徒によって個人差が見られることから、指導者の言動を生徒自身がどのように感じ、捉えるかが非常に重要であることを指導者は常に認識しておかなければならない。

イ パワー・ハラスメント

指導者と生徒の人間関係の中で、言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等、また、身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりする）な発言等はあってはならない。

(3) 安全管理と事故防止

① 安全管理体制の確立と怪我・事故等の防止

ア 計画的な活動により、各生徒の発達の段階や体力に係る疲労状況や精神状況、技能の習得状況等を適切に把握し、無理のない練習となるよう留意すること。

イ 他の部活動と活動場所を共有する場合は、顧問間の連携等により、生徒同士の接触・衝突の回避や球技等では防球ネットの設置など、安全対策を講じること。

ウ 怪我・事故等が起こった場合の医療機関・関係者等への連絡体制の整備や心肺蘇生法（AED設置状況及び使用方法等）など、危機管理マニュアル等を作成し、対応すること。

エ 顧問がやむを得ず直接練習等に立ち会えない場合は、他の部活動の顧問と連携・協力した上で、あらかじめ安全面に十分に留意した活動内容や方法を生徒に指示するとともに、活動内容や状況を事後把握すること。

② 施設・設備・用具等及び健康・気候の安全管理

ア 関係の施設、設備、用具等の定期的な安全確認を徹底すること。

イ 熱中症の対策として、「暑さの指数」をチェックすること。

ウ 気象変化の対策として、落雷、突風などの急激な気象変化の情報を収集すること。

5 部活動指導員・外部指導者の活用に関する留意事項

(1) 部活動指導員

① 部活動指導を総括し、生徒への直接的な指導を行う。顧問と同等の指導ができる者として、土・日曜日を含む練習の単独指導、大会参加生徒の単独引率、必要に応じた大会運営に係る業務（審判、事務）等を行う。

- ② 技術的な指導ができるとともに、教員免許を有し、学校教育に関する知識を持ち理解している者を任用すること。
- ③ 学校は、部活動指導員に対し、技術指導、生徒指導及び生徒の発達段階等に関する研修を実施する。また、各関係団体との連携のもと、各種目に関する内容、指導法に関する研修についても実施する。

(2) 外部指導者

- ① 校長の統括管理のもと、顧問の教員等と連携・協力をしながら技術的指導及び補助等を行う。

6 今後の部活動運営の在り方

(1) 学校全体での部活動マネジメントの確立

- ① 校長は、校内で策定した学校の部活動指導方針及び各顧問が作成した部活動計画表等を公表するとともに、活動状況の把握を行うこと。
- ② 校長の理解とリーダーシップのもと、部活動は学校教育活動の一環であることを踏まえ、部活動数の精選や顧問配置等、部活動マネジメントとして学校組織全体での取組を進めること。
- ③ 校内に部活動顧問会を設置し、部活動の意義、運営や指導の在り方、各部活動の活動内容等について検討するとともに、生徒の健康状態、心身の発達状況等について情報交換や共有する場を整え、共通理解のもと指導できる体制を構築すること。
- ④ 校長は、円滑に部活動を実施できるよう地域のスポーツ少年団等との連携、保護者の理解と協力、部活動指導員等の任用・配置を積極的に進めること。
- ⑤ 校長は、体罰やハラスメント行為等の防止に向け、校内研修を充実すること。
- ⑥ 学校、指導者、生徒、保護者、地域等の間で、十分な説明と相互の理解のもとで運営・活動できるようにすること。

(2) 指導体制

① 顧問の指導上の留意点

ア 顧問は、部活動の活動方針や指導者自身の指導理念を一方向的に押しつけるのではなく、生徒との意見交換等を通じて、生徒の多様な部活動へのニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重しつつ、各活動の目標、指導の方針を検討、設定すること。

イ 顧問は、効果的な指導に向けて、自分自身のこれまでの実践や経験に頼るだけでなく、指導の内容や方法に関して、大学や研究機関等での医・科学的な理論や科学的根拠等の研究成果を積極的に収集・理解し、指導において活用すること。

ウ 顧問は、必要に応じて、技術的な指導や援助等について、部活動指導員等の活用を検討すること。

② 顧問の複数配置

ア 主として指導する顧問に過度の負担が生じないように、部活動の活動状況に応じて、顧問の複数配置を可能な限り行うこと。

イ 部活動が指導者の個人的な考え方や方針による閉鎖的で、不適切な活動にならないよう顧問の複数配置に努め、管理職や他の教員等が適切な指導や助言が行えるよう校内体制を整え、開かれた活動にすること。

ウ 顧問を可能な限り複数配置し、部活動指導における事故発生時等の対応について、危機管理マニュアル等に基づいた応急処置や関係機関への連絡体制など、適切かつ迅速な対応をすること。

③ 顧問の勤務時間管理

ア 校長は、顧問の長時間勤務の解消等の観点から、複数顧問による連携や部活動指導員等の活用により、適正な勤務時間管理を行うこと。

(3) 大会の精選・大会運営及び業務の関わり方

① 校長は、生徒及び顧問の心身への負担軽減の観点から、参加する各種大会等を精査するとともに、顧問の大会運営及び業務の関わり方についても、日常の校務等に支障をきたさない範囲の運営体制を整えること。

(4) 家庭及び地域等との連携

① 各部活動における活動方針や活動計画（年間・月間）等を明確にし、入部時や保護者会等で生徒や保護者に十分に説明し、理解と協力を得ること。

② 定期的に保護者会等を実施し、学校からの様々な情報提供や保護者のニーズを把握するなど、互いに情報共有をすることにより、部活動の運営や指導の改善、生徒の状況把握等に努めること。

③ 地域等の各種関係団体や組織へ情報発信を積極的に行い、理解と協力を十分に得ること。